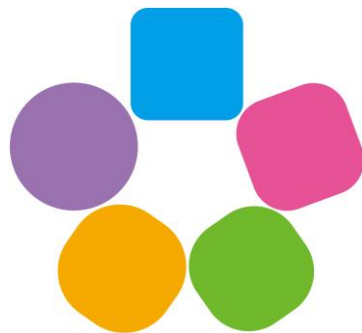


男女がともにあゆみ育てるまち—あいなんの創造—

第3次愛南町男女共同参画推進計画

令和7年度進捗状況報告書



いろこい あいなん
ainan
愛媛県 愛南町

第3次愛南町男女共同参画推進計画（令和7年度）各取組進捗状況

基本理念 ～男女がともにあゆみ育てるまち～ -あいなんの創造-

◎順調（目標達成済） ○ほぼ順調 △横ばい ×不調

第3次計画の体系			具 体 的 な 取 組	数値目標	取組状況	課題評価					令和8年度以降の計画	回答課
基本目標	基本施策	施策の方向				R 6公表	R 7 一次評価	R 7 二次評価	R 7 三次評価			
【1】 男女の人権の尊重	【1】 お互いの人権を尊重	1 人権の尊重と人権意識づくり	情報を主体的に読み解く力、自ら発信する能力の育成支援	①正しい人権意識を持つための学習機会を提供します。 ②学校・公民館等から有害情報を排除します。 ③人権同和教育指導者養成講座を開催するなど、人権・同和教育を推進します。	-	①③人権啓発室が開催した人権・同和教育指導者養成講座で女性の人権について研修を実施しました。	○	○		①③学習機会の提供、人権・同和教育指導者養成講座を実施できています。	①③人権意識の高揚を図るため、各種研修会や講演会などの学習機会を提供し、人権・同和教育を推進します。これにより、あらゆる場面で学習の成果を活かせる人材を育成します。	①③人権啓発室
						②公民館にて有害な図書等の有無を検査しました。	○	○		②様々な利用者がある公民館において、有害情報排除のための図書等の検査は必須です。	②今後も有害情報の排除に努めます。	②生涯学習課
						②児童生徒へ支給しているタブレット端末へのフィルタリングを実施しました。	○	○		②有害サイトや違法サイトなど危険性があるサイトへのアクセスや使用するアプリの制限を設定することで、トラブルを未然に防ぐことができています。	②今後も有害情報の排除に努めます。	②学校教育課
		2 男女共同参画の視点に立った広報等表現の促進	男女共同参画の視点に立った表現の調査研究を実施し、性差別につながらない適切な表現で町の広報紙やホームページ、刊行物等を作成するように努めます。 ②町の広報紙やホームページ、刊行物等の作成時に女性職員の視点を生かします。	-	①文章の内容について、不適切な表現になっていないか校正の段階で複数の者がチェックしました。 ②広報、ホームページ等の担当業務に女性を配置しており、女性の視点を取り入れています。	○	○			①チェック体制が機能しており、適切な表現を保持しています。 ②女性の視点、感性を取り入れて発行しています。	①引き続き、チェック体制を堅持します。 ②引き続き、女性の視点等を取り入れたものにします。	①②総務課
	【2】 学びの場における男女共同参画の推進	3 学校等における男女平等の教育の推進	学校教育全体を通じた指導の充実	①男女共同参画の視点に立ち、児童・生徒の心身の発達段階に応じた学習の系統化を図ります。 ②性別によらない、児童・生徒の個性や特性に応じた進路指導を実施します。 ③家庭科、道徳科の充実を図るとともに、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を活用した体験的な男女平等に関する教育を推進します。 ④ボランティアなど勤労体験学習等の充実に努めます。	-	①～④学習指導要領、愛媛県教育基本方針「互いの人権を尊重する教育の推進と児童生徒の健全育成」に基づき、課題の解決に努めました。	○	○		①～④愛媛県教育委員会の教育基本方針により、実施しています。	①～④学習指導要領、愛媛県教育基本方針「全ての子どもたちの自信を育み、安心して学べる環境の整備」に基づき、課題の解決に努めます。	①～④学校教育課
			教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進	①男女共同参画に対する正しい理解の浸透を図るため、教育関係者等に対する研修等の実施や意識啓発を実施します。 ②教職員を対象とした男女共同参画に関する研修会等を実施します。 ③PTA活動を通じた男女共同参画や家庭教育の向上につながる学習など、男女が共に学ぶ機会を提供します。		①②愛媛県教育基本方針「教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化」に基づき、人権・同和教育等の研修を実施しました。 ③役員・校長合同研修会や研究大会、PTA会員を対象とした学習会を開催し、家庭教育の向上や男女が共に学ぶ機会の充実に努めました。	○	○		①②愛媛県教育基本方針「教職員の資質・能力の向上」の中で教職員研修の充実を図っています。 ③研修会や研究大会を開催し、役員・理事の方々が積極的に参加しました。学習会については参加人数が少なかったため、案内・開催方法や学習テーマの工夫が必要です。	①②愛媛県教育基本方針「教職員の働きがいのある魅力的な組織づくり」に基づき、人権・同和教育等の研修を実施します。 ③今後も、PTA活動を通じて、男女が共に学ぶ機会を提供します。	①②学校教育課 ③生涯学習課

第3次愛南町男女共同参画推進計画（令和7年度）各取組進捗状況

基本理念 ～男女がともにあゆみ育てるまち～ -あいなんの創造-

◎順調（目標達成済） ○ほぼ順調 △横ばい ×不調

第3次計画の体系			具 体 的 な 取 組	数値目標	取組状況	課題評価					令和8年度以降の計画	回答課
基本目標	基本施策	施策の方向				R6公表	R7 一次評価	R7 二次評価	R7 三次評価			
		4 多様な学 習機会の 提供	男女共同参画に関する講演会等の実施	①男女共同参画に対する理解を深めるための、住民を対象とした講演会等の実施に努めます。 ②男性や若年層など、誰もが参加しやすい男女共同参画についての講演会等の実施に向け、開催時間帯や曜日などに配慮します。	①②男女共同参画関連セミナー共催事業として、防災対策向上研修を実施しました。また、中止にはなりましたが、座談会の開催を予定し、託児の手配をしました。 ①②女性団体メンバーの講演会等への参加について支援しました。 ①妊娠届出時や赤ちゃん訪問時、乳幼児健診時に母親と面談し、家事や育児に関して家族の協力が得られているか聞き取りを実施しました。また、父親に対してパンフレット等を用いて父親の家事、育児を協力して行う事について啓発しました。 ②男性の食への関心を高めるため「男の料理教室」を実施しました。 ④所蔵している男女共同参画に関する書籍、SDGS等他の関連の図書に関して周知しました。 ③男女共同参画に関する学習会支援事業について、広報、ホームページに掲載する他、町内の事業者内に案内を送付し、周知しました。 ④関係機関から通知のある講師派遣依頼のチラシ等を窓口に設置しました。学習会実施の際の貸し出し用DVDを常備しています。	◎	○			①②他機関と連携し、男女共同参画に対する理解を深めるための機会を提供することができました。また、子育て世帯が参加しやすい環境の確保のために、託児を実施できる環境を整えました。	①②座談会が中止となってしまったため、再度開催を計画しています。なお、今後も引き続き、共済事業を開催するなどして講演会等を実施します。開催する際は託児を実施します。	①②政策推進室
			家庭、地域における男女平等意識の醸成と学習機会の充実	①家庭における固定的な役割分担にとらわれない意識の醸成を図るとともに、男女がともに家事・育児・介護など家族的責任を担うことについての広報・啓発に努めます。 ②公民館において、地域住民を対象とした講座等の開催など、男女共同参画に対する意識を高める学習機会の提供に努めます。 ④男女共同参画に関する資料や図書の整備、情報提供等による学習支援に努めます。		○	○			①②より多くの住民が社会貢献活動等の先進事例等に触れる機会が必要です。	①②今後も住民に対する啓発を継続します。	①②生涯学習課
				①家庭における固定的な役割分担にとらわれない意識の醸成を図るとともに、男女がともに家事・育児・介護など家族的責任を担うことについての広報・啓発に努めます。 ②公民館において、地域住民を対象とした講座等の開催など、男女共同参画に対する意識を高める学習機会の提供に努めます。 ④男女共同参画に関する資料や図書の整備、情報提供等による学習支援に努めます。		○	○			①妊娠中や子育て中の家族に対し、父親の育児参加について啓発を行っています。3～4か月児健診時アンケートにおいて家庭で協力し合って育児をしている割合は令和7年度は78.9%となっています。	①引き続き、赤ちゃん訪問や乳幼児健診等で父親の育児参加について啓発していきます。	①保健福祉課
						○	○			②募集だけでは参加者が集まらないため、個別に声掛け等を行い参加者を募っている状況です。 ④図書室の書棚に並べ周知に努めました。	②今後も、各地域のニーズに応じて、事業実施を計画していきます。 ④啓発の強化期間を設け、展示コーナー等を別途設けることにより情報の発信を行います。	②④生涯学習課
				③地域ごとや小グループでの男女共同参画についての勉強会等に対する支援に努めます。 ④男女共同参画に関する資料や図書の整備、情報提供等による学習支援に努めます。		○	○			③④令和7年度の申請はありませんでした。団体内での研修は行われていましたが、男女共同参画分野に特化したものではなかったためです。	③④愛媛県男女共同参画センターが実施する事業を周知するなど、研修のテーマとして興味を持てただけのように努めるとともに、学習会支援事業についても引き続き、周知していきます。	③④政策推進室

第3次愛南町男女共同参画推進計画（令和7年度）各取組進捗状況

基本理念 ～男女がともにあゆみ育てるまち～ -あいなんの創造-

◎順調（目標達成済） ○ほぼ順調 △横ばい ×不調

第3次計画の体系			具 体 的 な 取 組	数値目標	取組状況	課題評価				令和8年度以降の計画	回答課	
基本目標	基本施策	施策の方向				R 6公表	R 7 一次評価	R 7 二次評価	R 7 三次評価			
【2】 意思決定 への共同 参画	【3】 政策や方 針決定過 程への女 性の参画 推進	5 政策・方 針決定過 程におけ る女性参 画の推進	あらゆる場における、女性の政策・方針決定過程への参画の推進	①各種審議会等における委員や、町職員の管理職など政策決定の場において、数値目標を伴うポジティブ・アクション（積極的改善措置）の導入による女性の登用数の確保を図ります。 ②各種委員の選出に際しての公募制の拡大を図るとともに、子育て中、介護中の人でも参加しやすい形式の会議、委員会等の設定に努めます。 ③公聴会、パブリックコメント、アンケート等を通じて、住民の町政に対する意見を広く収集し、施策への反映に努めます。	■審議会等における女性委員の割合 ・平成22年度：29.6%（現状値） ○第1次計画（H23～H27）目標値：40.0% ・平成27年度：30.1%（現状値） ○第2次計画（H28～R2）目標値：40.0% ・令和2年度：31.5%（現状値） ○第3次計画（R3～R8）目標値：40.0% ※把握方法：庁内資料	①②愛南町住民参画推進条例第10条の規定により、委員の2割以上を公募による委員とすること、及び男女の構成比率をそれぞれ4割以上とすることとし、その推進に努めました。 ③パブリックコメント等を通じて、住民の町政に対する意見を広く収集し、施策への反映に努めました。	△	△		①女性委員の割合：35.3% 委員の女性委員の割合は目標に届いていませんが、昨年度に比べ4ポイント向上しました。 ②公募による委員の割合：13.9% 公募による委員数は、目標の2割に届いていません。住民の参画意欲向上を図る必要があります。 構成委員の希望に添った委員会開催調整を行っています。 ③4件のパブリックコメントを実施し、町民の意見を収集するよう努めました。	①②引き続き女性委員の登用に努めるとともに、住民の町政への参画意欲を高めるため積極的な情報提供に努めます。 また、今後も構成委員の希望に添った委員会開催調整に努めます。 ③引き続き、必要に応じて公聴会、パブリックコメント、アンケート等を実施し、住民の意見を広く収集し、施策への反映に努めます。	①～③総務課
			町女性職員の管理職への登用促進等	①将来的な管理職への登用を視野に、多様な業務経験を積むことのできる人事配置の推進及び計画的な職員研修の実施等を通じて、職責に応じた知識・技能を備えた人材の育成を図るとともに、個人の意欲・能力・実績等に基づく公平・公正な人材登用を行います。	①令和7年度 女性管理職：11人	○	○		①前年度同様11名の女性管理職を任命しています。	①今後も性別にとらわれず適材・適所を基本として、意欲や能力・実績に基づく、公平な人材登用を行います。	①総務課	
			6 女性人材 の育成と 情報提供 の充実	女性能力発揮のための機会拡大に向けた積極的な取組	①事業者に対し、男女均等な機会・待遇の確保等についての情報提供を行います。	①就職支援センターを通じて町内事業所に対し、女性の採用拡大及び、男女や年齢による格差の改善に関して啓発を行いました。	○	○		①雇用条件と求職者の条件（希望）のミスマッチにより、厳しい雇用情勢が続いています。	①今後も継続して実施します。	①商工観光課
				②女性団体等へ男女共同参画に関する学習機会の提供等を通じた活動支援を行います。	②委員に女性を含む地区組織に対して学習会を実施し、その情報を広報等で周知しました。	○	○		②地区組織には女性の委員も多く、主に健康に関する情報提供や地域での活動に向けた意見交換等を実施しています。委員の担い手不足の課題がありますが、学習の場としての提供はできています。	②引き続き学習の場の提供や、広報等による情報発信を行っていきます。	②保健福祉課	
				女性地域リーダーの発掘と育成	①まちづくり、観光分野で活躍する人材の発掘及び女性の地域リーダー育成に努めます。 ②様々な分野の政策や方針決定過程において、女性の参画が進むよう、広報活動を行います。	①観光の担い手の発掘と育成のため、エコツアー・サイクリングツアーを開催しました。	○	○		①女性の参加者もあり、観光分野での人材育成につながっています。より多くの住民に町内の魅力を認識してもらう機会が必要です。	①今後も住民に対する啓発や働きかけを継続して実施します。	①商工観光課
						②関係各課と連携し、町が実施する事業に女性の参画を促進しました。	○	○		②令和8年3月時点の審議会における女性委員の割合は、31.5%と、目標の4割に届いていません。	②今後も関係各課と連携し、政策や方針決定過程の場に、女性の参画が進むよう事業所や各種団体等に対して働きかけを行います。	②政策推進室

第3次愛南町男女共同参画推進計画（令和7年度）各取組進捗状況

基本理念 ～男女がともにあゆみ育てるまち～ -あいなんの創造-

◎順調（目標達成済） ○ほぼ順調 △横ばい ×不調

第3次計画の体系			具 体 的 な 取 組	数値目標	取組状況	課題評価					令和8年度以降の計画	回答課
基本目標	基本施策	施策の方向				R 6公表	R 7 一次評価	R 7 二次評価	R 7 三次評価			
			女性の能力開発にむけた学習の場の提供	①女性の能力開発を図るための講座や、学習の機会等に関する情報を広報やホームページ等を活用して提供します。 ②女性リーダー同士の情報交換、学習会に対する支援を行います。		○	○			①地区組織には女性の委員も多く、主に健康に関する情報提供や地域での活動に向けた意見交換等を実施しています。委員の抱い手不足の課題がありますが、学習の場としての提供はできています。	①引き続き学習の場の提供や、広報等による情報発信を行っていきます。	①保健福祉課
					②防災対策課により、男女共同参画関連セミナーを開催し、防災分野における男女共同参画について学習する場を設けました。	○	○			②ターゲットを絞ることで、対象者の目的意識や参加意欲を醸成しました。	②愛媛県やえひめ女性財団から送付されるパンフレット等を事業者に周知します。	②政策推進室
	【4】地域活動における男女共同参画の推進	7 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進	男女共同参画の視点に立った地域活動への支援	①性別や年齢に関わらず、誰もが積極的に参加できるボランティア活動の充実を図るとともに、誰もがその能力を充分に発揮できるように、ボランティアネットワークの構築を目指します。 ②自主的な活動を行う各種団体の活動を支援し、行政との協働を推進します。 ③地域の自主的活動の支援をはじめ、地域のネットワークづくり、各種地域団体の活動を支援します。	-	①愛南町ボランティア連絡会が中心となり、地域交流センターを軸とした地域福祉交流事業を実施し、活動ネットワークの拡充を図れるように助言・指導を行いました。	○	○		①各種ボランティア団体の活動を継続していく必要があります。	①定期的に開催されるボランティア連絡会加入団体代表者会に出席し、助言、指導、情報共有を行っていきます。	①保健福祉課
					②③地域防災活動、地域文化の継承、子育て支援等の活動を推進している「連合婦人会」の活動を支援するため、補助金を支出しました。	○	○			②③婦人会は、地域活動を推進する上で欠かせない存在となっており、その活動を支援することには意義があります。	②③今後も継続して実施します。	②③生涯学習課
		8 様々な分野への女性の地域活動参画の推進	まちづくり分野での女性の参画推進	①まちづくりを担う地域リーダーを育成するための学習会の開催を支援します。		①男女共同参画に関する学習会支援事業について、広報、ホームページに掲載する他、町内の事業者内に案内を送付し、周知しました。	○	○		③④令和7年度の申請はありませんでした。団体内での研修は行われていましたが、男女共同参画分野に特化したものではなかったためです。	③④愛媛県男女共同参画センターが実施する事業を周知するなど、研修のテーマとして興味を持っていたできるように努めるとともに、学習会支援事業についても引き続き、周知していきます。	①政策推進室
			観光分野での女性の参画推進	①地域の観光資源の掘り起こしや、観光関連商品・サービスへの女性の参画を促進します。		①懇話会メンバーとして参画いただき、本町における商工観光業の振興に関して意見を提言していただきました。	○	○		①積極的に意見を提言していただいています。	①今後も積極的に意見を取り入れていく方向で取り組みます。	①商工観光課
			環境分野での女性の参画推進と環境保全活動への参画支援	①環境保全活動を行う団体への女性の参画を支援するとともに、環境保全活動を行います。団体・行政・研究機関・NPO等の団体とのネットワークの構築・連携を支援します。 ②環境問題に関する情報提供や勉強会等への支援を行います。	-	①地域ボランティアによる海岸漂着ごみの回収を支援する中で女性の自発的な参加を促しました。また、任意団体と連携し、地域猫活動に関する啓発や学習機会を提供し、住民の活動への参画を促しました。 ②愛南町民を対象とした環境問題等に対する取組みの支援を行いました。 ・環境ワークショップの実施 ・風力発電施設の見学会	○	○		①各種団体によるボランティア活動を支援しており、今後も住民誰もが参画できる環境活動グループの育成が重要です。 ②以下の取組みの支援を行うことにより温暖化対策等環境問題に対する意識の向上を図りました。 ・環境ワークショップ 参加者：男性6名、女性8名、計14名 ・風力発電施設の見学会 参加者：男性5名、女性11名、計16名	①②引き続き環境活動グループの取組みや環境問題に対する勉強会等への支援を行います。	①②環境衛生課

基本理念 ～男女がともにあゆみ育てるまち～ -あいなんの創造-

[illegible]

第3次愛南町男女共同参画推進計画（令和7年度）各取組進捗状況

基本理念 ～男女がともにあゆみ育てるまち～ -あいなんの創造-

◎順調（目標達成済） ○ほぼ順調 △横ばい ×不調

第3次計画の体系			具 体 的 な 取 組	数値目標	取組状況	課題評価				令和8年度以降の計画	回答課	
基本目標	基本施策	施策の方向				R 6公表	R 7 一次評価	R 7 二次評価	R 7 三次評価			
		1 2 子育て・ 介護支援 等の充実	職業生活と家庭生活が両立できる 支援体制の整備	①育児休業・介護休業の制度等の普及をはじめ、男女がともに働きながら育児や介護に取り組むことができる条件や環境づくり、支援体制の整備等について、事業者への周知・啓発に努めます。	①就職支援センターを通じて町内の事業所に対し、安心して女性が働ける職場作りについて啓発しました。	○	○			①求人受付の際に事業所への啓発活動を行っており、また、関係機関と連携して支援整備等の情報提供等を行っています。	①今後も継続して実施します。	①商工観光課
			子育て支援体制の整備	①地域子育て支援拠点事業をはじめ、地域社会全体で子育てをサポートできる体制づくりに努めるとともに、あいなん子育て応援グループ機関誌などによる、子育てに関する情報を収集・提供します。 ②ボランティアネットワークの構築など、子育て支援体制の整備を図ります。	①地域子育て支援拠点による関係機関等への事業カレンダーの配布、掲示や広報での情報提供を行いました。 ②地域子育て支援拠点事業：3か所	○	○			①②地域の子育て家庭の相談や子育て情報の提供等、育児支援基盤の形成が図られています。また、子育て世帯の相談の場・集いの場となり、子育てに関する不安等が緩和されています。	①②制度を周知し、利用普及に努めます。	①②子育て支援課
			保育体制の整備	①多様化する保育ニーズを把握し、保育体制の充実を図ります。	①保育所、延長保育、一時保育、病児保育を実施しました。 ■保育所：公立5か所、私立2か所 ■延長保育：5か所 ■一時保育：1か所 ■病児保育：1か所	◎	◎			①保育の必要性のある児童は全て受け入れることができ、待機児童はいませんでした。延長保育、一時保育、病児保育についてはほぼ順調に実施できています。保育士不足による保育体制の維持が課題となっておりますが、取組状況は昨年と同様に順調です。	①令和8年度より新しい保育制度である「こども誰でも通園制度」を町内1か所です実施します。また、地域等のニーズを把握しながら必要な保育サービスの実施と制度周知に努め、必要な保育サービスの提供を受けられる環境整備を目指します。	①子育て支援課
			放課後待機児童対策の充実	①放課後待機児童に関する状況を確認し、住民のニーズの把握に努めるとともに、関係機関等と連携した放課後待機児童の受入れ体制の整備に努めます。	①年度当初から入会保留児童なく、受け入れできました。	◎	◎			①一時定員を超過する時期がありましたが、弾力的な受け入れを続け、年度当初から待機児童無しとなりました。支援員不足や質向上等の課題はありますが、関係各課等と連携しながら運営を進めていきます。	①当初の受入れでは、定員を超過し、また、柔軟な受入れが困難な状態にあり、2つの児童クラブで待機児童が発生しています。今後は、施設や子どもも状況等を見ながら待機児童の受入れを行っていきます。	①子育て支援課
			高齢者介護サービスの充実	①介護・保健施設等との連携を図りながら介護保険制度の円滑な運営を図ります。 ②認知症サポーターや生活サポーター養成講座を実施します。 ③男女のニーズの違いに配慮した医療や介護・介護予防対策を推進します。 ④家族介護者の負担軽減を図るための体制の整備に努めます。	①③④男女のニーズの違いに配慮し、医療や介護・介護予防等のサービスの調整・介護予防ケアマネジメントを実施しました。 介護予防支援：2,753件 介護予防ケアマネジメント：1,317件 ②認知症サポーター養成講座は2回開催し、45人のサポーターを養成しました。	○	○			①③④ケアマネジメントが必要な方に個別で調整・マネジメントを行うことで介護負担の軽減や、配慮の必要なニーズ（男女のニーズの違い等）を考慮できています。 ②認知症サポーター養成講座については、新型コロナウイルス感染症が5類となってからも開催の要望が少ない状況です。令和8年3月末現在における講座開催回数は累計128回、認知症サポーター数は2,276人となっており、認知症サポーター数は増加しています。	①③④今後も要支援認定者や介護にかかる相談者を中心に個別の調整・マネジメントを行うことにより、必要な配慮（介護負担軽減・男女のニーズの違いへの対応）を関係機関（介護・保健施設等）とも協力し行っていくます。 ②講座開催等について広く情報発信し、認知症サポーター養成講座開催の要望に対応していきます。	①～④高齢者支援課
		1 3 多様な働き方への 条件整備	職業生活と家庭生活が両立できる 就業環境の整備	①就職支援センターを通じ、安心して女性が働ける職場づくりの啓発活動を推進します。 ②パートタイム労働法、労働者派遣法等の周知を図ります。	①②就職支援センターを通じて情報提供を行いました。	○	○			①②求人受付の際に事業所への啓発活動を行っており、また、関係機関と連携して支援整備等の情報提供等を行っています。	①②今後も継続して実施します。	①②商工観光課
起業支援等就業環境の整備	①起業や事業経営に関する情報提供や、知識の習得等への支援を行います。		①愛南町や関係機関の支援制度を周知し、起業・創業等の啓発を行いました。	○	○			①周知活動を行い、起業化について相談を受け付けました。	①今後も継続して実施します。	①商工観光課		

第3次愛南町男女共同参画推進計画（令和7年度）各取組進捗状況

基本理念 ～男女がともにあゆみ育てるまち～ -あいなんの創造-

◎順調（目標達成済） ○ほぼ順調 △横ばい ×不調

第3次計画の体系			具 体 的 な 取 組	数値目標	取組状況	課題評価					令和8年度以降の計画	回答課
基本目標	基本施策	施策の方向				R 6公表	R 7 一次評価	R 7 二次評価	R 7 三次評価			
	【7】働く場における男女共同参画の推進	1 4 就労の場における男女共同参画の推進	男女雇用機会均等法の周知・徹底	①様々な媒体や機会を通じて、男女雇用機会均等法の周知・普及に努めます。 ②事業所等に対し、採用や待遇面での男女差解消に向けた啓発に努めます。	①②就職支援センターを通じて町内事業所に対し、雇用機会均等法の意義等、女性が安心して働ける職場づくりを周知しました。	○	○			①②求人の際の性別不問を徹底し、性別による就業機会の不平等がないように啓発しました。また、労働に関する悩み相談の、窓口照会パンフレットの設置などを行い、処遇改善への啓発を行いました。	①②今後も継続して実施します。	①②商工観光課
			女性の就労継続支援	①事業者に対し、母性健康管理の条件整備に係る重要性等の周知・啓発に努めます。	①就職支援センターの求人票及び相談受付を通じて、周知しました。	○	○			①就労の段階で、女性が条件の整っている事業所をきちんと選択できるよう相談を受けています。	①今後も継続して働きかけを実施します。	①商工観光課
			女性の再チャレンジ支援	①就職支援センター等関係機関の協力を得て、子育てや介護等で一時仕事を中断した女性の再就職（女性の再チャレンジ）のための情報収集と提供に努めます。	①就職支援センターを通じ、関係機関の協力を得て、再就職に関する情報提供を行いました。また、再就職等の支援を目的とした就職支援セミナーを開催しました。	○	○			①女性の再就職支援のため、情報提供等を行っています。雇用条件と求職者の条件（希望）のミスマッチにより、厳しい雇用情勢が続いています。	①今後も継続して実施します。	①商工観光課
			多様なハラスメントの防止・救済に向けた環境の整備	①事業者に対し、セクシュアル・ハラスメントに関する就業規則での規制や相談窓口の設置など、雇用管理上の事業主の配慮義務について周知・啓発に努めます。 ②町職員に対して、役割に応じたハラスメント防止研修を計画的に実施し、職員のハラスメント防止に向けた意識啓発及び知識向上を図ります。 ③セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントに関する一元的な相談窓口を設置し、全ての町職員が安心して働くことのできる職場環境を整えます。	①就職支援センターを通して、事業者へ周知を行いました。 ②役割に応じ、ハラスメント防止研修を実施しました。 ③ハラスメントに関する相談窓口を設置しました。	○	○			①多くの事業者に知ってもらう機会が必要です。 ②計画期間中にハラスメント防止研修を実施しています。 ③ハラスメントに関する相談窓口を設置し、その旨を周知しました。	①引き続き周知を行います。 ②今後もハラスメント防止研修等を実施し、職員のハラスメントに対する意識の向上を目指します。 ③相談窓口の周知を徹底させ、職員が安心して勤務できる職場環境を整えます。	①商工観光課 ②③総務課
		1 5 農林水産業における男女共同参画の確立	各種団体における女性委員の参画促進	①農協や漁協など、関係団体における役員や委員、また組合員としての女性の参画推進のための広報・啓発に努めます。	農業委員会に占める女性の割合：11.4%	△	△			女性農業者への積極的な周知活動が必要です。	次期改選時（令和8年7月）に向け、女性農業者及び地区の代表者等へ委員の積極的な女性登用を働きかけます。	①農林課
				■農業委員会に占める女性の割合・平成22年度：18.5%（現状値） ・平成27年度：18.5%（現状値） ○第2次計画（H28～R2）目標値：30.0% ・令和2年度：11.4%（現状値） ○第3次計画（R3～R8）目標値：30.0% ※平成27年度までは農業委員会委員は選挙によって決定される場合があったため、目標値は設定していない。	①漁協女性部等の活動に関する広報・啓発を、漁協等と連携して実施しました。	○	○			①行政・漁協の協力の下、女性の独立した水産業の振興が図られました。町の「ぎょしょく教育」の普及活動に積極的に参加しています。	①引き続き活動を支援します。	①海業振興課
			農林水産業の事業者や関係団体への意識啓発	①固定的な性別役割分担意識と、それに基づく習慣・しきたりを改めるための啓発に努めます。	①関係団体が開催する会議の場において、男女共同参画の取り組みについて話し合いを行いました。	○	○			①農業者の男女共同参画への理解が深まるような啓発・周知活動が必要です。	①農業者や関係団体へ引き続き、啓発活動を実施します。	①農林課
					①第3次愛南町男女共同参画推進計画について、漁協等関係者に対し説明を行い、各部会等へ周知するようお願いしました。	○	○			①家族経営の漁業者等への周知も必要です。	①家族経営の漁業者等へも啓発活動を実施するように努めていきます。	①海業振興課

第3次愛南町男女共同参画推進計画（令和7年度）各取組進捗状況

基本理念 ～男女がともにあゆみ育てるまち～ -あいなんの創造-

◎順調（目標達成済） ○ほぼ順調 △横ばい ×不調

第3次計画の体系			具 体 的 な 取 組	数値目標	取組状況	課題評価					令和8年度以降の計画	回答課	
基本目標	基本施策	施策の方向				R 6公表	R 7 一次評価	R 7 二次評価	R 7 三次評価				
			農林水産業での女性の地位確立と活動しやすい環境づくり	①家族経営協定に関する啓発と締結を支援します。 ②女性の認定農業者の増加に向けて支援します。 ③女性の視点を活かした農林水産業の6次産業化支援、またグリーンツーリズム、ブルーツーリズムへの取組を支援します。	■農家の家族経営協定締結数 ・平成22年度：46件（現状値） ○第1次計画（H23～H27）目標値：70件 ・平成27年度：51件（現状値） ○第2次計画（H28～R2）目標値：70件 ・令和2年度：50件（現状値） ○第3次計画（R3～R8）目標値：70件	①新たに1件増加しましたが、死亡等により1件減少し、前年同様の44件です。 ②制度についての周知等を行いました。女性の認定農業者数は転出により1名減少し、1名です。 ③グリーンツーリズムは、受入れ体制の確立と人材育成の推進を図る各種研修事業を実施しました。	△	△			①制度について周知を図り、経営参画への条件整備等を行う必要があります。 ②制度についての周知は必要ですが、そもそも女性農家が少ないのが現状です。 ③農林漁家民宿件数は、令和7年度末時点で2件のみであり、今後新たに農林漁家民宿開業者の掘り起こしを行う必要があります。	①②制度についての周知等を引き続き実施します。 ③グリーン・ツーリズムを継続実施します。	①②③農林課
						③海業推進会議において、女性の視点を活かした企画・立案を図るとともに、ブルーツーリズムの実証として行ったモニターツアーにおいて、女性の視点を活かした取組が行えるように支援をしました。	○	○			③女性の視点を活用し、6次産業化支援及びブルーツーリズムへの取り組み支援を行うことができています。	③今後も引き続き海業推進会議等を開催し、女性の視点を活用した6次産業化支援及びブルーツーリズムへの取組を支援します。	③海業振興課
【5】生涯にわたる安心・安全な男女の健康づくり	【8】あらゆる暴力の根絶	16あらゆる暴力の根絶	人権を侵害する暴力防止についての広報・啓発	①町広報やホームページ等を通じた、暴力防止についての啓発を推進します。 ②教育委員会、学校等と連携した、児童・生徒を対象とする暴力防止についての意識啓発に努めます。 ③若年層を対象とする暴力防止について啓発に努めます。 ④人権の日、人権週間等の機会に、シンポジウムの開催等を通じて、啓発活動を推進します。		①国、県等の啓発資料を窓口に設置するとともに、啓発資料を担当課に共有しました。 ②各種現職教育研修会において、児童虐待の防止や性暴力防止等の研修を実施しました。 ③高校生を対象とした講座の実施や新生活応援BOOKをホームページに掲載し、デートDV等暴力防止について啓発を行いました。	○	○			①配偶者等からの暴力防止・救済のための制度等の周知については、保健福祉課よりホームページで周知されてます。 ②愛媛県教育委員会からの指導の周知等を実施しています。	①国、県等の啓発資料を活用し、啓発資料、制度等周知の充実を図ります。 ②各種現職教育研修会において、児童虐待の防止や性暴力防止等の研修を取り上げます。	①政策推進室 ②学校教育課
					③若年層を対象とする啓発が継続して実施できています。	○	○		③引き続き関連事業を活用して啓発を行っています。	③保健福祉課			
					④公民館で人権・同和教育を実施し、社会的弱者への認識を深める学習活動を行いました。	○	○		④学習活動の参加は、女性がほとんどのため、男性が参加しやすい環境づくりを工夫する必要があります。	④人権に関するテーマは多岐にわたっています。人権・同和問題学習会だけでなく、男女が参加する教室などでも人権について学ぶ機会を取り入れていきます。	④生涯学習課		
					①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法9）」に基づき、県や警察など関係機関との連携を強化します。 ②関係機関との連携の強化を通じて、被害者支援のための「ワンストップ・サービス」の構築を推進します。 ③配偶者等からの暴力防止・救済に向けた、担当者会議を行います。 ④現場で被害者支援を行う相談員の質の向上・維持に向けた研修を促進します。 ⑤様々な媒体や機会を通じて、配偶者等からの暴力防止・救済のための制度等の周知に努めます。	■DV防止法を知っている人の割合 ・平成22年度：66.4%（現状値） ○第1次計画（H23～H27）目標値：100.0% ・平成27年度：85.2%（現状値） ○第2次計画（H28～R2）目標値：100.0% ・令和2年度：88.1%（現状値） ○第3次計画（R3～R8）目標値：100.0% ・令和7年度：93.3%（現状値）	①県や警察などの関係機関と情報共有を行い、連携を図っていきます。 ②ケースの状況に応じて、関係機関と連携し、被害者支援の体制の構築を図っています。 ③ケースごとに関係機関が配偶者等からの暴力防止・救済に向けた会議を行い、対応方法を協議しています。 ④相談員を対象とした研修は実施していませんが、県や関係機関が実施する研修会に担当者が参加し、関係者と共有してスキルアップ向上に努めています。 ⑤配偶者等からの暴力防止・救済のための精度の周知を行いました。	○	○		①～⑤事案に対応して県や警察などの関係機関と連携した対応ができています。暴力防止、制度等の周知については継続して実施する必要があります。	①～⑤引き続き関係機関と連携した相談対応や暴力防止・救済のための制度の啓発を行います。	①～⑤保健福祉課

第3次愛南町男女共同参画推進計画（令和7年度）各取組進捗状況

基本理念 ～男女がともにあゆみ育てるまち～ -あいなんの創造-

◎順調（目標達成済） ○ほぼ順調 △横ばい ×不調

第3次計画の体系			具 体 的 な 取 組	数値目標	取組状況	課題評価					令和8年度以降の計画	回答課	
基本目標	基本施策	施策の方向				R6公表	R7 一次評価	R7 二次評価	R7 三次評価				
					③ケースごとに関係機関が配偶者等からの暴力防止・救済に向けた会議を行い、対応方法を協議しました。	○	○			③④ケース会議を開催し、支援・対応方法を検討し、必要に応じて保護・分離を行い、暴力の不安なく、安心・安全に生活が送れるよう支援を行うことができます。	③④配偶者等からの暴力防止・救済に向けた支援体制が整備できるよう、関係機関と連携して対応していきます。	③④高齢者支援課	
					④相談員を対象とした研修は実施出来ていませんが、県や関係機関が実施する研修会に担当者が参加し、スキルアップ向上に努めました。								
					⑤国、県等の啓発資料を窓口設置するとともに、啓発資料を担当課に共有しました。	○	○			①配偶者等からの暴力防止・救済のための制度等の周知については、保健福祉課よりホームページで周知されています。	①国、県等の啓発資料を活用し、啓発資材、制度等周知の充実を図ります。	⑤政策推進室	
		17 安心できる相談・支援体制の充実	被害者の保護・自立支援	①県などの関係機関との連携により、被害者の一時保護や自立を支援します。 ②被害者等へのカウンセリング専門機関や、医療機関に関する情報を提供します。 ③誰もが、地域社会の中で安心して暮らすことができるように、地域での見守り体制の構築を目指します。	-	①災害時等緊急避難住宅を活用し、被害者の一時保護や自立を支援しました。	○	○			①②被害者が安心して受けられる支援体制が必要です。	①②今後も関係機関と連携し、支援体制を維持していきます。	①②保健福祉課
						②必要に応じて、関係機関等と連携して支援を行いました。							
【9】 ともに支え合う福祉環境づくり	18 高齢者や障がい者への支援	高齢者の介護予防・生活支援の充実	①「愛南町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉や介護保険に関する各種支援サービスを実施するとともに、介護予防事業や生活支援事業の充実を図ります。	①関係機関と連携して、分離・保護ができる体制を整えました。 ②③必要に応じて相談対応を行い、サービスや関係機関につなぐ支援を実施しました。	○	○			①～③関係機関と連携して、安心して生活できるよう支援を行うことができます。	①～③今後も関係機関と連携し、安心できる相談・支援体制を構築していきます。	①～③高齢者支援課		
				①単位老人クラブ47クラブ中、7クラブで友愛活動（声かけや話相手など）を実施しました。 身体や環境上等の理由により一人暮らしの高齢者等に緊急通報システムを設置し、見守りを実施しました。 介護予防教室や地域活動支援、協議体会議の開催等実施しました。一本松地域、内海地域、御荘地域に加え、新たに西海地域に第2層協議体を設置し、より身近な場所での生活支援体制づくりについて協議を行いました。	○	○			①友愛活動を実施する単位クラブが減少しています。単位クラブ会長へ積極的な周知が必要です。 訪問されることが苦手な方もいますが、そういう方こそ引き続き声かけをしていく必要があります。 介護予防や地域づくり等について普及啓発や情報共有ができ、関係機関との連携が図れています。また、生活圏域での地域資源や課題に沿った支援体制づくりに取り組むことができます。	①町老人クラブ連合会の総会や理事会を通じて、友愛活動の実施を要請します。 引き続き、介護予防や生活支援について、普及啓発や活動支援、体制整備を推進します。	①高齢者支援課		

第3次愛南町男女共同参画推進計画（令和7年度）各取組進捗状況

基本理念 ～男女がともにあゆみ育てるまち～ -あいなんの創造-

◎順調（目標達成済） ○ほぼ順調 △横ばい ×不調

第3次計画の体系			具 体 的 な 取 組	数値目標	取組状況	課題評価					令和8年度以降の計画	回答課	
基本目標	基本施策	施策の方向				R 6公表	R 7 一次評価	R 7 二次評価	R 7 三次評価				
			高齢者の生きがい活動支援の充実	①高齢者の体力維持や閉じこもりの防止、また高齢者の生きがいづくりに向けて、社会福祉協議会等関係機関と連携したボランティア活動や、公民館活動など社会活動に参加しやすい環境づくりに努めます。	－	①町老人クラブ連合会主催のクロッケー大会、グラウンドゴルフ大会、カラオケ大会及び交流事業を通じて心とからだの健康づくりに努めました。 また、地域の清掃活動や花壇整備を実施しました。	○	○			①単位老人クラブの新規加入者が少なく会員数は毎年少しずつ減少し、会員の高齢化のため休会となる単位老人クラブもありますが、グラウンドゴルフ大会の参加者数は増加しています。	①クロッケー大会、グラウンドゴルフ大会、カラオケ大会及び交流事業を実施します。 また、地域のボランティア活動等の社会参加も要請します。	①高齢者支援課
				①公民館において、高齢者を対象にした健康づくり教室や体操教室を開催し、高齢者の生きがいづくりを支援しました。		○	○			①高齢者の健康に関する意識は高く、率先して参加してくれていますが、参加者の固定化は否めません。	①公民館だよりやホームページで事業の内容をアピールし、新規参加者を募集していきます。	①生涯学習課	
			高齢者の就業支援	①シルバー人材センター等関係機関との連携を図り、高齢者の就業環境の整備に努めます。		①シルバー人材センターへの事務所の提供及び補助金交付並びに助言等を実施しました。	○	○			①令和7年度は新たに8名加入しましたが、8名が体調等を理由に退会しました。年度末における会員数は65名で、会員の年間延べ就業率は76.7%となっています。今後も更なる加入促進を図ります。	①ライフスタイルの多様化に対応した事業の提案、広報紙やSNS等を活用した会員の募集、就業率の向上を図るための取組の紹介など、経営の健全化に向けた助言を行っていきます。	①高齢者支援課
			障がい者福祉の推進	①「愛南町障がい者計画・愛南町障がい福祉計画」に基づき、障がい者支援のための総合的な取組及び各種支援サービスを実施します。		①障がい児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターの設置に取り組みました。	○	○			児童発達支援センターが有する機能を十分に発揮できるよう関係機関等と密に連携して体制づくりが必要です。	①引き続き、関係機関等と連携し、課題解決及び計画の推進に取り組みます。 ②障がいがあっても地域の中で暮らしていける体制づくりに取り組んでいきます。	①保健福祉課
			地域福祉の推進	①一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者など、地域と連携して見守る体制の整備に努めます。		①保健福祉課内に総合相談窓口を設置し、関係機関と連携して支援を実施しました。 また、社会福祉協議会と連携して地域づくりに取り組みました。	○	○			①関係機関とのさらなる連携強化及び情報共有が必要です。	①重層的支援体制整備事業の中で誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進に継続して取り組みます。	①保健福祉課
				①一人暮らしの高齢者等で緊急通報システムを設置した方に対し、地区民生委員や老人クラブにおける見守りを実施しました。 認知症高齢者等SOSネットワーク事業では、行方不明者となった高齢者を早期に発見、保護し再発防止に取り組みました。		○	○			①民生委員等が高齢者の情報把握に努め、役場と連携をとっています。 関係機関と連携して、安心して生活できるよう支援を行うことができています。	①地域と連携して高齢者の見守りを行います。 認知症等で行方不明となる恐れのある高齢者を把握し、関係機関と連携して適切な支援を行います。	①高齢者支援課	
		19 生活福祉 の推進	様々な困難に直面している人への支援	①男女別ニーズに配慮しながら、ひとり親家庭や生活困窮世帯等への公的支援を行います。 ②ひとり親家庭が抱える悩みや、生活困窮に関する悩みの解決に向けて、相談窓口の充実・強化を図ります。 ③生活困窮世帯等に対する職業能力開発のための支援や、経済的支援など、関係機関・団体等と連携して、自立に必要な支援を行います。	－	①ひとり親家庭への医療費の助成を行いました。 ■ひとり親家庭医療費助成制度 対象者：314人 助成額：12,870千円	○	○			①対象者に対して適切に医療費の助成を行っています。	①今後も制度を維持・継続し、公平・公正な経済的医療アクセスを担保します。	①町民課
				①～③課内各係が常時窓口での相談受付体制を取り、相談の内容によって係同士、社会福祉協議会、南予地方局と連携し対応しました。		○	○			①～③支援体制の維持が必要です。	①～③今後も継続して実施します。	①～③保健福祉課	

第3次愛南町男女共同参画推進計画（令和7年度）各取組進捗状況

基本理念 ～男女がともにあゆみ育てるまち～ -あいなんの創造-

◎順調（目標達成済） ○ほぼ順調 △横ばい ×不調

第3次計画の体系			具 体 的 な 取 組	数値目標	取組状況	課題評価				令和8年度以降の計画	回答課		
基本目標	基本施策	施策の方向				R 6公表	R 7 一次評価	R 7 二次評価	R 7 三次評価				
	【10】 生涯にわたる男女の健康づくり	20 生涯にわたる健康づくり	全てのライフステージに対応した健康の保持・増進対策の推進	①乳幼児健診、特定健診やがん検診など様々な機会を通じて、健康づくり・食育活動などについての知識の普及や啓発活動を行います。 ②安心して出産できるよう妊産婦健診等の充実を図るとともに、相談や保健指導を行うことで、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。 ③成人期や高齢期等における健診や保健指導、相談体制のさらなる充実に努めるとともに、思春期・青年期における健康に関する諸問題についての支援を行うなど、ライフステージに応じた健康づくりの取組を推進します。 ④健康診査の充実、受診率の向上に努めるとともに、女性に特有ながん（子宮頸がん、乳がん等）の予防・早期発見に対する支援を行います。 ⑤誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動を推進します。	■特定健康診査の受診割合 ・平成22年度：38.7%（現状値） ○第1次計画（H23～H27）目標値：60.0% ・平成27年度：37.2%（現状値） ○第2次計画（H28～R2）目標値：60.0% ・令和2年度：38.7%（現状値） ○第3次計画（R3～R8）目標値：60.0% ※平成20年度より、国の法定報告に基づく実績数値。	①各種健診の機会を通じて、健康づくりや食育活動に関するチラシの配布、普及啓発を行いました。 ②妊娠届出に面談を行い、妊娠期から継続して関わりを持つことで、安心して出産・育児が出来るよう支援を行いました。 ③健診結果にて精密検査や治療が必要な方に対して、疾病予防や重症化予防のため保健師・栄養士が助言を行いました。 ④健診・がん検診の受けやすさを推進するため、Web予約について広報やSNSで周知を行いました。	○	○			①様々な機会を通じて、各ライフステージに応じた情報提供を行っています。現状をふまえ、減塩の対策が必要です。 ②妊娠届出時に妊婦本人と面談を行うことで、切れ目のない支援につながっています。 ③働き盛り世代ではメンタルヘルスの不調を抱える者も多く、対策の強化が必要です。 ④健診・がん検診の受診率向上に向け、取組みの強化が必要です。	①②各ライフステージに応じた情報提供や関わりを継続して行います。 ③④事業所や医療機関と連携を図りながら実施していきます。	①～④保健福祉課
					⑤スポーツ協会各種目団体の開催する各種スポーツイベントに協力・支援を行いました。 第20回スポーツフェスタIN愛南を開催し、各世代からの参加がありました。	○	○			⑤新たにスポーツを始める住民が減少しているため、各種スポーツ団体も減少傾向にあります。	⑤地域のスポーツ団体等と連携し、住民のスポーツ実施を促進し、必要な啓発活動や支援を行っています。	⑤生涯学習課	
		21 健康対策の充実	性と生殖に関する健康について学習機会の充実と相談体制の整備	①家庭・学校・地域等で、身体的、心理的、社会的な「性」の問題について総合的に学習する機会の充実と、相談体制の整備を図ります。 ②家庭・学校と連携し、高校生と大人を対象とした「思春期講座」を実施します。	-	①愛媛県教育委員会保健体育課から発出された「すべての教職員が取り組む性教育指導マニュアル心と体のために」を活用し、家庭・学校・行政等と連携して学習機会の充実を図りました。 ②高校生を対象に思春期講座を実施しました。	○	○			①愛媛県教育委員会の教育基本方針により、実施しています。 ②思春期講座において、保健体育の授業とタイアップすることにより、性教育についての理解が深まっています。講座の継続した実施が必要です。	①家庭、学校、地域等で、学習する機会の充実を図り、継続した相談体制を整備を図ります。 ②高校生を対象に思春期講座を継続して実施します。	①学校教育課 ②保健福祉課
							○	○					
	【11】 防災・減災対策に向けた男女共同参画の推進	22 防災分野での女性の参画推進	防災分野での女性の参画推進	①男女のニーズの違い等、双方の視点に配慮した地域防災計画の策定に努めます。 ②消防団等防災分野への女性の参画拡大を図るとともに、男女ともに参加しやすい訓練・研修の実施に努めます。	-	①男女のニーズの違い等、双方の視点に配慮した地域防災計画を策定しています。 ②各種団体において、防災訓練、研修会を実施しました。 延べ実施回数 83回 延べ参加人数 3,580人 防災士資格を100名が取得（うち女性32名）	○	○			①国や県の防災基本計画や地域防災計画との整合を図る必要があります。 ②訓練や研修には女性が多く参加していますので、今後も男女ともに参加しやすい訓練・研修内容の検討が必要です。	①国や県の防災基本計画や地域防災計画の修正に合わせて随時修正を行っていきます。 ②男女がともに参加しやすい防災訓練・研修を実施します。また、男女共同参画に配慮した地域防災計画の修正及び女性の防災リーダーを育成していきます。	①②防災対策課